

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(案)

1 基準の検討状況(全体)

項目	条例委任 類型	検討内容	市の考え方	備考
○ 基本方針等				
1 基本方針	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
○ 人員に関する事項				
2 職員数(配置基準)	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
3 職員の資格要件	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
4 職員の専従	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
○ 設備に関する事項 ※				
5 構造	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
6 建物 設 備 居室面積 個別に検討	従うべき 参 酬	従うべき基準のため検討項目対象外 —	国省令どおり 国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
○ 運営に関する事項				
7 運営規程	参 酬	預り金管理の徹底を図るため、金銭管理規程の作成、管理状況報告その他業務に関する規定を追加するか。	既に指導等で実施済みであるので、独自基準は設けない。	
8 非常災害対策	参 酬	東日本大震災の経験等を踏まえ、基準省令以上の規定を設けるか。	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
9 記録の整備	参 酬	帳簿・記録の保存年限の延長(現行2年保存)。全ての帳簿書類を対象とするか又は一部給付に係る書類のみとするか。	介護保険法では2年時効とされているため、期間を延長する根拠がなく、また、事業者の負担が増える。指導で求めることなし、独自基準は設けない。	
10 サービス提供困難時の対応	参 酬	—	※介護サービス事業所等については、国省令以外にも、高齢者虐待防止法の適用あり。	
11 入退所	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
12 入所者の処遇に関する計画	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
13 処遇の方針	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
14 介護(一部)	従うべき	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
15 食事	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
16 相談及び援助	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
17 社会生活上の便宜の提供等	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
18 機能訓練	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
19 健康管理	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
20 入所者の入院期間中の取扱い	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
21 施設長の責務	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
22 勤務体制の確保	参 酬	職員研修の充実を図るため、研修機会の確保等を義務化するか。	国省令等に研修機会の確保が義務化されているため、国省令どおりとする。	
23 衛生管理等	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
24 協力病院等	参 酬	協力歯科医療機関についても協力病院と同様に義務化するか。	指導等で対応する。条例義務化とすると事業者の負担となる。	
25 秘密保持等	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
26 苦情処理	参 酬	苦情に対する処理結果の公表や第三者の調査など努力義務規定を追加するか。	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。必要に応じ指導等で対応。	
27 地域との連携	参 酬	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
28 事故発生防止及び発生時の対応	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
○ その他				
29 暴力団及びその関係者の排除	—	運営に関し暴力団の支配を排除、申請者(法人)及び人員(職員)から暴力団員を排除する規定を新たに設けるか。	他法令等で規定が設けられているため、あらためて規定は設けない。	

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(案)

2 基準の検討状況（個別詳細）

項目	委任の類型	検討内容	市の考え方
(1) 設備に関する事項			
① 居室定員			
○従来型	参考	<p>【国省令】 居室の定員は「1人」とすること。ただし、入所者への指定介護福祉施設サービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>○国省令は、平成24年4月1日の改正により、居室定員1人（ただし2名まで可）としているが（従来は4名以下）、利用者の費用負担の面で多床室も必要ではないか。</p> <p>○市の介護保険制度の現状や過去の市の施設整備方針等を考慮し、適正な定員規定を設けるべき。</p>	<p>【市基準（案）】 原則1人とし、ただし書きで、既存施設の増床等の場合のみ「4人以下」まで認める。</p> <p>【理由】 市の施設整備方針として、既存施設が増床整備を行う際、施設から要望があれば多床室（4名以下）を認めてきた。その理由の一つとして、利用者の費用負担の問題が挙げられる。 また、利用者のプライバシーの確保、市内の既存施設の状況等を勘案し、原則1人とし、ただし書きで、既存施設の増床等の場合のみ「4人以下」まで認める規定とする。</p>
○ユニット型	参考	<p>【国省令】 「おおむね10人以下」</p> <p>○建設コストや面積の有効活用など事業者側の運営面と職員の配置基準など入所者の処遇面等を勘案し、適正な定員規定を設けるべき。</p>	<p>【市基準（案）】 国省令どおり</p> <p>【理由】 居室定員を増やすことは、処遇の質の低下が懸念されるため、現状どおりとする。（職員配置の最低基準を満たせばよいという事業者がないとは言えない。） ※介護職員配置の最低基準上は、10人、12人でも4人</p>
② 食堂及び機能訓練室の面積基準	参考	<p>【国省令】 食堂及機能訓練室の合計した面積は、「3m²×入所定員以上」</p> <p>○従来型特別養護老人ホームについても、他の施設サービス同様にそれぞれの面積基準を設けた方がよいか。</p>	<p>【市基準（案）】 国省令どおり</p> <p>【理由】 他の施設サービスと比較し、入居者の身体状況が異なることや機能訓練室の利用率が低いこと等勘案すると、他の施設サービスのように個別に面積基準を設けることは特養にはなじまない。（国省令どおりとした方が、面積配分にも幅が持てる。）</p>
③ 廊下の幅	参考	<p>【国省令】 廊下の幅は、1. 8m以上、中廊下の幅は、2. 7m以上</p> <p>○特別養護老人ホーム（広域型）の廊下幅は、バリアフリー法等他法令の基準と比較し広すぎる感がある。</p> <p>○地域密着型の廊下幅の規定を準用できないか。</p> <p>※地域密着型は、既に緩和規定が設けられているので検討項目対象外。</p>	<p>【市基準（案）】 国省令どおり</p> <p>【理由】 広域型と地域密着型では、定員数が全く異なり、1フロアあたりの、定員数も異なる。単純に地域密着型の基準を準用することはできない。国省令は、非常時の円滑な避難を目的として定められた基準であり、妥当な数値と思われる。</p>
④ 特別避難階段の設置	参考	<p>【国省令】 居室等が3階以上にある場合は、特別避難階段を2以上</p> <p>○特養に「特別避難階段」の設置が必要か。「避難階段」とすることはできないか。建築コストの削減、面積の有効利用が期待できる。</p> <p>○他の施設サービスの基準では、「特別避難階段」に設置義務はないので比較検討する。</p>	<p>【市基準（案）】 国省令どおり</p> <p>【理由】 特養入所者の介護度等考慮すると付室のある特別避難階段は、少なからずとも災害発生時には有効と思われるため、入所者の安全面の第一に考え、国基準は妥当と思われる。</p>
(2) その他			
① 環境保全等への取り組み		省エネルギー対策、県材利用、地場食品利用の推進等の規定を新たに設けるか。利用者のサービス向上につながる環境保全等への取り組みを新たに設けるか。	条例では規定を設けず、指導指針・要綱などで規定するに止める。